

～ 貯水槽の衛生管理と簡易専用水道検査 ～

水道水の給水方式には、直圧方式と受水槽方式等があります。ビルやマンション、学校等の施設には、飲料水を貯めるための貯水槽（受水槽、高置水槽）が設置されているのをよく見かけると思います。このうち、水道水のみを使用し受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>を超えるものを「簡易専用水道」といい、簡易専用水道の設置者には法令により管理義務が課されています。

簡易専用水道は、正しく管理されることで利用者に安全な水を供給することができます。

1. 簡易専用水道設置者の管理義務とは？

水道法により簡易専用水道の施設の設置者には、①貯水槽を定期的（1年1回）に清掃すること、②水質汚染防止措置を講ずること、③水質に異常を認めたとときなどに水質検査を行うこと、④給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは給水の停止及び利用者に周知すること等が義務付けられています。

また、設置者は、厚生労働大臣登録検査機関に依頼し、登録検査員による施設及び管理の状況について簡易専用水道の検査を受けなければなりません。

2. 簡易専用水道検査で何をするの？

- ①貯水槽（受水槽及び高置水槽）の内部・外部・周囲検査
- ②給水栓の水の色・濁り・臭気・残留塩素等の水質検査
- ③清掃記録等の帳簿及び保管状況の確認



3. 貯水槽（受水槽及び高置水槽）の内部・外部・周囲検査とは？

簡易専用水道は水道水を利用しているので、通常水槽の清掃が適切に行われ外部からの汚染がなければ、清浄な水が供給されます。そのため貯水槽本体の検査では、周囲に汚染の原因になるものはないか、貯水槽に雨水が入り込むヒビや穴がないか、通気管やオーバーフロー管には虫の侵入を防ぐ網が付いているか、マンホールのふたは防水密閉型になっているか、などを判定基準に基づいて確認します。

簡易専用水道を設置する施設の人は、食品事業者をはじめ施設利用者など不特定多数の人が利用します。もし、貯水槽の適切な管理が行われず、汚染された水が人の口に入った場合には、多くの人の健康被害を招くことにつながりかねません。

飲料水の安全・安心の確保に簡易専用水道検査はとても重要なものなのです。

〔検査に関するご相談・お問い合わせ先〕

厚生労働大臣登録検査機関公益財団法人北九州生活科学センター KLSC 福岡事業所  
福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館 4 階  
TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002 URL : <http://www.klsc.or.jp/>

【F A X 情報に関するお問い合わせ先】 公益社団法人福岡市食品衛生協会

TEL 092-651-5111

【休日のご案内】

- 土曜日・日曜日・祝日
- 年末年始（12月29日～1月3日）
- お盆休み（8月13日・14日・15日） 窓口業務を休ませていただきます。